

東松島市コミュニティセンター利用料

(単位：円)

利用時間 利用区分		午前の部	午後の部	夜間の部	全日
		9：00～13：00	13：00～17：00	17：00～21：30	9：00～21：30
ホ ル	平日	5,700	7,200	9,500	21,200
	土・日・祝日	7,200	8,900	11,800	27,000
	控室	700	900	1,000	1,900
会 議 室 等	会議室(1)	1,300	1,300	1,700	4,000
	会議室(2)	1,300	1,300	1,700	4,000
	会議室(3)	1,700	1,700	2,100	5,100
	研修室(1)	1,300	1,300	1,700	4,000
	研修室(2)	1,300	1,300	1,700	4,000
	談話室(1)	1,300	1,300	1,700	4,000
	談話室(2)	1,300	1,300	1,700	4,000
調理実習室		1,700	1,700	2,100	5,100
創作室		1,300	1,300	1,700	4,000
野外ステージ		1日につき3,500			
集会室		1,700	1,700	2,100	5,100
冷暖房利用(ホール)		4時間1区分3,500			
(会議室等)		各室4時間1区分300			

《利用料の割増・減免》

◎次の事項に該当する場合は利用料を割増いたします。

- ・市外の団体及び個人の場合は、この表の利用料に100%の割増料を加えた額とします。(冷暖房料にも適用されます。)
- ・入場料を徴収し、又はこれに類する入場券等を発行して使用する場合は、この表の利用料に次の割増料を加えた額とします。

◆入場料	301円以上	500円以下の場合	・・・20%
	501円以上	1,000円以下の場合	・・・50%
	1,001円以上	3,000円以下の場合	・・・100%
	3,001円以上の場合	・・・・・・・・・・・・・・・・	150%

※入場料を徴収する場合、ホールの冷暖房料は100%割増料を加えた額とします。
(入場料300円以下でも適用になります。)

◎次の事項に該当する場合は利用料を減免することができます。

- ・東松島市又は市教育委員会が主催する場合・・・・・・・・全額
- ・東松島市立の学校又は幼稚園が利用する場合・・・・・・・・全額
- ・東松島市又は市教育委員会が後援する場合・・・・・・・・30%
- ・東松島市社会教育関係団体等の登録をした団体が営利を目的とせず利用する場合(社会教育団体認定書を持参願います)・・・・・・・・80%
- ・国や宮城県が主催する場合・・・・・・・・50%